

長崎市訓令第8号

長崎市法令遵守の推進に関する規程を次のように定める。

平成19年4月26日

長崎市長 田上 富久

長崎市法令遵守の推進に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市における法令遵守の推進のための体制の整備、職員等からの本市内部における法令違反等に関する通報の処理等について必要な事項を定めることにより、正当な公益通報を行った職員等の保護を図り、職務遂行に係る法令違反等を抑止し、もって市政の適法かつ公正な運営に資するものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員（教育長を除く。）及び同条第3項に規定する本市の特別職の職員（常勤の特別職の職員及び市議会議員を除く。）をいう。
- (2) 職員等 前号に掲げる職員並びに本市との請負契約その他の契約に基づき取引がある事業者の役員又は従業員及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員又は従業員をいう。

(3) 公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく、本市の機関又はその職員について、第7条に定める公益通報の対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、第8条に規定する公益通報管理者へ通報することをいう。

(4) 公益通報者 公益通報を行う職員等をいう。

(法令遵守に係る職員の責務)

第3条 職員は、地方公務員法第32条の規定の趣旨にのっとり、法令等を遵守し、常に適法かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(法令遵守に係る管理監督者の責務)

第4条 管理又は監督する地位にある職員は、その職責を自覚し、率先垂範して適法かつ公正な職務の遂行に努めるとともに、当該管理又は監督すべき職員の法令遵守の徹底に努め、その職務遂行について適切な指導及び監督をしなければならない。

(法令遵守に係る市長の責務)

第5条 市長は、職員の法令遵守の推進に資するため、研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(法令遵守推進責任者)

第6条 職員の法令遵守の積極的な推進を図るため、市長の下に、法令遵守を推進する職員（以下「法令遵守推進責任者」という。）を置く。

2 法令遵守推進責任者は、倫理監督者（長崎市職員倫理条例（平成15年長崎市条例第6号）第6条第1項に規定する倫理監督者をいう。）をもって充てる。

3 法令遵守推進責任者は、職員の法令遵守の推進のために必要な指導及び助言を行うとともに、市長を助け、職員の法令遵守意識の高揚及び法

令遵守推進のための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

4 法令遵守推進責任者は、公益通報管理者が行う調査に協力しなければならない。

5 法令遵守推進責任者は、他の職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(公益通報対象事実)

第7条 公益通報の対象となる事実（以下「公益通報対象事実」という。

）は、本市（本市の事務事業に従事する場合における職員を含む。）についての法令等（条例、規則、規程、要綱その他これに類するものを含む。）に違反する行為（その行為が生じるおそれがある場合を含む。）とする。

(公益通報管理者等)

第8条 法令遵守を推進し、公益通報を処理するため、公益通報管理者を置く。

2 公益通報管理者は、職員倫理指導監の職にある者をもって充てる。

3 公益通報管理者は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法令遵守の推進のために必要な指導及び助言に関すること。
- (2) 法令遵守の取組みに係る全庁的な調整及び統括に関すること。
- (3) 公益通報に係る相談に関すること。
- (4) 公益通報の受付及び調査に関すること。
- (5) その他法令遵守の推進及び公益通報の処理に関すること。

4 公益通報管理者は、総務部人事課の職員（以下「補助職員」という。）に、この規程に定めるその事務の一部を補助させることができる。

(公益通報の処理に従事する職員の責務)

第9条 公益通報管理者及び補助職員（以下「公益通報の処理に従事する

職員」という。)は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 公益通報の処理に従事する職員は、自らが関係する事案の処理に関与してはならない。

(公益通報の方法)

第10条 公益通報者は、公益通報を行うときは、公益通報管理者に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 公益通報者の氏名、所属名又は団体名及び連絡先
- (2) 公益通報対象事実の概要（発生日時、発生場所、関係する職員の氏名及び所属名、具体的事実の内容等）
- (3) 公益通報対象事実を知った経緯
- (4) 他に公益通報対象事実を知っている者の氏名及び所属名又は団体名
- (5) 公益通報対象事実の証拠資料等の有無

2 公益通報は、封書、電子メール、電話、面談又はファックスにより行うものとする。

3 職員等は、公益通報を行う前に、公益通報管理者に対し、当該公益通報に係る相談を行うことができる。

(公益通報者の責務)

第11条 公益通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的をもって公益通報を行ってはならない。

(公益通報の受付等)

第12条 公益通報管理者は、公益通報を受け付けるときは、公益通報者の秘密保持に配慮しつつ、第10条第1項に掲げる事項を把握するとともに、公益通報者に対し、当該公益通報を行ったことを理由として不利益に取り扱われることはないこと及び公益通報者の秘密は保持されるこ

とを説明し、公益通報受付票（第1号様式）を作成するものとする。

- 2 公益通報管理者は、前項の規定により公益通報を受け付けたときは、速やかに当該公益通報を受理するか否かを決定し、公益通報者に対し、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報受理・不受理決定通知書（第2号様式）により遅滞なく通知しなければならない。ただし、公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

（調査の実施等）

第13条 公益通報管理者は、公益通報を受理したときは、遅滞なく調査を開始するものとする。

- 2 前項の調査は、公益通報の処理に従事する職員以外に、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 3 公益通報対象事実に関係する部局又は団体等及び関係者は、正当な理由がある場合を除き、調査に誠実に協力しなければならない。
- 4 公益通報管理者は、調査の結果、公益通報対象事実があると認めるときは、必要な事項を速やかに市長に報告しなければならない。

（調査結果に基づく措置の実施等）

第14条 市長は、前条第4項の規定により報告を受けたときは、速やかに是正のための措置、再発防止策及びその他必要な対応措置等（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 市長は、是正措置等を講じたときは、遅滞なくその内容を公益通報管理者に報告しなければならない。

（公益通報者への調査結果及び是正措置等の通知）

第15条 公益通報管理者は、前条第2項の報告を受けたときは、調査の

結果及び是正措置等の内容を、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し、公益通報調査結果・是正措置等通知書（第3号様式）により遅滞なく通知するものとする。ただし、公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（関係事項の公表）

第16条 市長は、公益通報の事案について必要と認めるときは、公益通報者の秘密保持及び関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、必要と認める範囲で当該事案を公表するものとする。

（是正措置等に係る実効性の確保）

第17条 市長は、是正措置等が十分に機能しているか適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めるものとする。

（公益通報者等の保護）

第18条 市長、職員等は、公益通報者又は公益通報に係る相談をした職員等（以下「公益通報者等」という。）に対し、正当な公益通報又は公益通報に係る相談（以下「正当な公益通報等」という。）をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 公益通報者等は、正当な公益通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料する事実があるときは、その内容を公益通報管理者に申し出ることができる。

3 公益通報管理者は、前項の申出があったときは、必要に応じて調査を行わなければならない。

4 公益通報管理者は、前項の規定により調査した結果、正当な公益通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いがあったと認められるときは、当該不利益な取扱いを行った者に対し、必要な措置を講じるよう求める

ことができる。

- 5 前項の規定により必要な措置を講じるよう求められた者は、これに応じなければならない。

(公益通報処理後の公益通報者への事後措置)

第19条 公益通報管理者は、公益通報の処理後においても、公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱い等が行われていないかを適宜確認するなど、公益通報者の保護に係る適切な措置を行うものとする。

(救済制度の公益通報者等への周知)

第20条 公益通報管理者は、公益通報者等に対し、その不利益な取扱いの内容等に応じて、地方公務員法第8条第2項第3号に規定する公平委員会に対する苦情相談、同法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求、同法第49条の2第1項に規定する公平委員会に対する不服申立て等の制度の利用について教示するものとする。

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、法令遵守の推進及び公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。